

項目	内容
開催日時	平成26年6月24日(火) 午後1時30分～午後3時00分
開催場所	久留米市役所 13階 1303会議室
委員等の出欠状況	委員(24名):出席19名<内代理5名>、欠席5名 臨時委員(1名):出席1名<内代理1名>
議事概要	<p>1 開 会</p> <p>2 会長挨拶 (深井副市長) 〔事務局より〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員再任の報告、新たな委員(異動による交代含む)の報告 ・オブザーバー委員であった久留米警察署、うきは警察署を今回より委員(一部協議事項は以前の通りオブザーバーとする)とすることを報告 ・委員、臨時委員25名中20名の出席を持って、設置要綱第8条第2項に基づき会議成立を報告 <p>3 議 事 〔事務局より〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの協議事項に加えて、新たに2項目を協議事項に加えることを報告 <p>《地域公共交通会議での協議事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項 ② 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱に基づく生活交通ネットワーク計画(又は地域公共交通確保維持事業)に関する事項・・新たな協議事項 ③ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「活性化再生法」という。)に基づく持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項・・新たな協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・上記②、③は、活性化再生法で定める法定協議会で協議する必要があるため、地域公共交通会議を法定協議会に位置付ける。これに伴い、今回の会議で要綱、要領等の改正について協議をお願いする。 ・新たな協議事項を追加した背景と目的:平成25年12月に施行された交通政策基本法により基本理念や地方自治体等の責務が示されたこと、活性化再生法の改正により新たに国からの支援を受けやすくなったことから、国からの支援等を活

項目	内容
議事概要	<p>用しながら平成25年2月に策定した「久留米市都市交通マスタープラン」の施策を推進し、本市の目指す将来の公共交通網を関係者と連携・協働して目指す。</p> <p>[主な質疑応答]</p> <p>(委員) 交通政策基本法は、今後、同法に規定されている交通基本計画を平成26年度中に閣議決定し国会報告をする予定であるため、今後も注視していただきたい。</p> <p>(1) <u>協議第1号 久留米市地域公共交通会議設置要綱</u> (以下「要綱」という。)の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに加えて新たに2項目の協議事項を追加するとともに、法定協議会に位置付けられるように、委員や役員の追加、変更を行う。さらに、加えて会議の運営に関すること(書面決議)、事務局、財務に関する条文等を追加する。 <p>[主な質疑応答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし ● 協議第1号の協議結果：原案通り承認する <p>(2) <u>協議第2号 久留米市地域公共交通会議運営要領</u> (以下「運営要領」という。)の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告第1号の事務局設置要領(後述)の制定に伴い、運営要領の一部の改正を行う。 <p>[主な質疑応答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし ● 協議第2号の協議結果：原案通り承認する <p>(3) <u>報告第1号 久留米市地域公共交通会議事務局設置要領の制定について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活性化再生法の法定協議会に位置付けるにあたり、事務局に関する必要な事項を要領として定める。 <p>[主な質疑応答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>(4) <u>報告第2号 久留米市地域公共交通会議謝金・費用弁償に関する要領の制定について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活性化再生法の法定協議会に位置付けるにあたり、謝金・費用弁償に関する必要な事項を定める。 <p>[主な質疑応答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし

項目	内容
議事概要	<p>(5) <u>報告第3号 久留米市地域公共交通会議幹事会設置要領の廃止について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱の改正（書面決議に関する事項の追加）に伴い、幹事会を設置する目的が無くなったため、同設置要領を廃止する。 <p>[主な質疑応答]</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし <p>(6) <u>報告第4号 久留米市の今後の生活支援交通について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 久留米市の今後の生活支援交通として、定時定路線による運行を行うコミュニティバスを基本とし、これに予約のあった場合に定路線から迂回するバス停を設置した『迂回型コミュニティバス：「よりみちバス」』を導入する。 導入する地域に対しては、校区コミュニティ組織の代表や民生委員、利用者の代表等からなる（仮称）生活支援交通検討会を設置してもらい、地域の実情に即した持続可能な制度となるよう、導入・運営は地域と行政が両輪となって進める。 本年度は、城島地域、北野地域において検討会を設置し、「よりみちバス」の導入の検討を行う。 <p>[主な質疑応答]</p> <p>(委員) 「よりみちバス」の制度の内容を検討会で協議するという考え方で良いか。</p> <p>(事務局) 検討会では制度の内容、バス停位置や運行ルート、料金設定等の協議を行い、運行計画（案）を策定する予定。地域の検討会からの運行計画（案）については、地域公共交通会議で協議を行っていただく。</p> <p>(委員) 城島、北野以外にも公共交通の不便な地域もあると思うが、今年度、城島、北野を実施する理由は。</p> <p>(事務局) 地域の既存公共交通や高齢化率などを基に、基本となる優先順位を検討している。城島地域については、今年度実施中のデマンド乗合タクシーに代わるものとして、北野地域については、買物施設の撤退等も相次ぎ、地域からの要望を上げられていることから、本年度の導入地域としている。</p> <p>(委員) 「よりみちバス」は、寄り道するバス停は固定なのか、毎回場所が異なるのか。</p> <p>(事務局) 寄り道するバス停も当初から定める。運行の区分としては路線バスと同じく定時定路線に分類される。</p> <p>(委員) 運行する車両は何を考えているのか。</p>

項目	内容
議事概要	<p>(事務局) 10人乗りの車両で運行を行う予定</p> <p>(委員) 「よりみちバス」の路線は、既存バス路線と競合しないように設定すると考えて良いのか。</p> <p>(事務局) 基本的には競合しないように設定するが、一部はどうしても重なる部分が出てくると考えている。</p> <p>(委員) 以前のコミュニティバスでは、既存バス路線との競合しないように路線を設定して利用が少なかったという結果になっている。今回の「よりみちバス」では、この辺も検討会で検討していくのか。</p> <p>(事務局) 今回の「よりみちバス」では、検討会で地域の方と一緒にバス停やルートの検討を行っていく。また、既存の公共交通との乗り継ぎ利便性考慮しながら、既存公共交通と「よりみちバス」が共存できるよう制度を作っていきたいと考えている。</p> <p>(7) <u>協議第3号 久留米市城島地域、北野地域生活交通ネットワーク計画(案)について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よりみちバス」については、今後、検討会を設置して、制度もこれから考えていくことになるが、運行に国庫補助を活用する場合、本年6月末までに生活交通ネットワーク計画(運行計画)の申請を行う必要がある。このため、今回、事務局で策定した生活交通ネットワーク計画を当初計画として申請したい。 ・最終的な運行計画については、検討会で検討し、地域公共交通会議が了承したものとなるため、協議が調い次第、申請内容の変更を行うものとする。 <p>[主な質疑応答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし ● 協議第3号の協議結果：原案通り承認する(ただし、今後の交通会議で内容に訂正があった場合、速やかに生活交通ネットワーク計画の修正を行うこと) <p>(8) <u>報告第5号 久留米市地域公共交通会議の今後の開催予定について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の会議は、全4回を予定している。協議内容は、①城島地域のデマンド乗合タクシー試験運行について、②「よりみちバス」の導入について、③生活交通ネットワーク計画の策定について、④地域公共交通網形成計画について、を予定。 ・次回は9月を予定しており、①～④の事項を予定している。

項目	内容
議事概要	<p>〔主な質疑応答〕</p> <p>(委員) 今後、生活支援交通を考えていくためには、収支率も重要と考えるが、城島のデマンド乗合タクシーの収支率はこの位であったのか。また、「よりみちバス」の料金設定は決まっているのか。</p> <p>(事務局) 平成25年度の城島地域のデマンド乗合タクシーの収支率は5%弱となっている。デマンド乗合タクシーについては、今年度も継続しているが、契約内容の一部変更を行っており、収支率は改善する傾向にある。また、「よりみちバス」の料金は、既存の公共交通の運賃等を勘案して適正な料金決定していきたいと考えている。</p> <p>(委員) 「よりみちバス」を市が考えている全地域に導入するまでにはどれ位かかるのか。</p> <p>(事務局) 今年度と同じく年間2地域と考えれば、4年程度は必要と考えている。ただし、導入の早さについては、地域との検討状況によるため、検討が速く進めばより早く導入できる可能性もある。</p> <p>(会長) 運行計画の細部については詰めることも多くあり、更に運行開始後の変更もあると考えられるので、一定の時間は必要となる。ただし、各地域で共通する事項も多いため、今年度の検討結果が活かされれば、次の地域からは導入が早まることも考えられる。いずれにしても、拙速に進めることはできないので、きちんと地域と議論を行いながら進めてもらいたい。</p> <p>4 その他 ・特になし</p> <p>5 閉会</p>

平成26年度 第1回久留米市地域公共交通会議 議事録

委員、臨時委員、オブザーバー委員出欠名簿

No.	委員区分 第4条	所 属	委 員 名	出欠	代 理 者
1	第1号	久留米市	副市長 深井 敦夫	◎	
2	第2号	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部営業部	営業第三課長 松村 茂寿	◎	
3	第2号	西鉄バス久留米株式会社	代表取締役社長 安河内 広造	◎	
4	第2号	堀川バス株式会社	代表取締役社長 丸山 健	○	専務取締役 久保山 太一
5	第2号	株式会社甘木観光バス	代表取締役社長 池野 栄次	◎	
6	第3号	九州旅客鉄道株式会社 久留米鉄道事業部	部長 工藤 俊二	×	
7	第4号	社団法人福岡県バス協会	専務理事 阿部 功	◎	
8	第5号	福岡県筑後地区タクシー協会	会長 大靄 洋海	○	専務理事 野口 安博
9	第5号	久留米市タクシー協会	会長 中川 恵司	◎	
10	第6号	久留米市校区 まちづくり連絡協議会	会長 吉田 輝彰	◎	
11	第6号	久留米 男女共同参画推進ネットワーク	会長 吉岡 マサヨ	◎	
12	第6号	NPO法人 高齢者快適生活づくり研究会	代表理事 吉永 美佐子	×	
13	第6号	NPO法人ル・バトー	代表理事 田町 菜穂子	◎	
14	第7号	国土交通省 九州運輸局福岡運輸支局	支局長 中川原 達也	○	主席運輸企画専門官 嘉村 英夫
15	第8号	西鉄グループバス労働組合	福岡本部執行委員長 野田 正俊	◎	
16	第9号	国土交通省福岡国道事務所	計画課長 船井 敏勝	◎	
17	第9号	福岡県県土整備部 久留米県土整備事務所	地域整備主幹 牛島 善治	◎	
18	第9号	久留米市都市建設部	部長 上村 一明	◎	
19	第10号	久留米警察署	交通第一課長 大森 隆生	○	小松 巡査部長
20	第10号	うきは警察署	交通課長 大山 洋一	◎	
21	第11号	福岡大学工学部	教授 辰巳 浩	×	
22	第11号	大分大学経済学部	准教授 大井 尚司	×	
23	第12号	福岡県企画・地域振興部 交通政策課	係長 後藤 昭一	○	交通政策課主査 肥後 孝
24	第12号	久留米市商工会議所 中小企業相談所地域振興課	課長 古家 美恵子	×	
25	第6条 (臨時)	城島地域 校区まちづくり連絡会議	副会長 田本 栄之	○	下田校区会長 橋本 渉

【◎：出席、○：代理、×：欠席】